第３章２．⑴中「客観的・統計的なデータ」を「RESASによる客観的・統計的なデータ等」に改める。

第７章２．⑸①ｃ）中「認定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に改める。

第８章１．⑵①ａ）中「ＬＲＴ」を「LRT」に改める。

第９章１．⑴及び⑵①ｂ）⑾中「ＮＰＯ」を「NPO」に改める。

第９章２．①及び②中「ニーズ等を」の下に「RESAS等によって」を加える。

第９章２．第二段落中「義務」を「責務」に改める。

総合特別区域基本方針の一部変更について

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第７条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、総合特別区域基本方針（平成23年８月15日閣議決定）の一部を次のように変更する。

第一の４を次のように改める。

４　総合特区制度により実現すべき目標

総合特区制度の導入により実現すべき目標は、国際戦略総合特区においては産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区においては地域の活性化である。

これらの目標に資するものとして、地域において取り組んでいる分野としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

ア）　グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

⑷環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化のための拠点形成

⑸再生可能エネルギーの増大、次世代交通機関の普及

⑹国家戦略としての資源リサイクル

イ）　ライフ・イノベーションによる健康大国戦略

⑷今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点形成

⑸医療・介護・福祉が連携して、人口減少・高齢化社会に立ち向かう持続可能な地域システムづくり

⑹高齢化社会に対応した課題解決型の取組

ウ）　アジア拠点化、国際物流の推進等によるアジア経済戦略

⑷日本のアジア拠点化（グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み）

⑸先進的な産業・研究開発拠点の形成

⑹国際物流拠点等の国際競争力の強化、サプライチェーンの効率化

⑺コンテンツ等の「クリエイティブ産業」の対外発信

エ）　観光立国戦略

⑷訪日外国人旅行者の受入環境整備

⑸着地型観光の推進

⑹地域ブランドの構築による地域経済の活性化

オ）　農林水産業の地域活性化戦略

⑷農業・水産業分野の国際競争力のある成長産業化

⑸森林・林業の再生と中山間地域の保全

⑹農産物等の高付加価値化

カ）　まちづくり戦略等

⑷防災及び減災機能の充実強化

⑸スマートシティの構築

⑹地方都市における経済生活圏の形成

なお、東日本大震災によって被災した地域や、震災の影響を受けた地域における総合特区制度の運用に当たっては、震災からの復興を十分に考慮した運用を行うこととする。

また、総合特区制度の推進による産業の国際競争力の強化及び地域の活性化は、地方創生に寄与するものであり、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方創生関連施策との密接な連携を図ることも重要である。

さらに、新成長戦略（平成22年６月18日閣議決定）に位置づけられている「環境未来都市」構想について、以下の要件を満たす場合には、環境未来都市と総合特区の政策課題が共通であると判断されるため、このような特区は、本方針において「環境未来都市型総合特区」として取り扱い、環境未来都市と総合特区が相互に連携し、支援措置を講ずることにより、政策課題の解決に向けたより効果的な事業の実施を推進するものとする。具体的には、環境未来都市の選定に基づく財政支援（補助金等）により次世代社会システム、設備補助等関連予算を集中することに加え、総合特区制度に基づく規制の特例措置等を講ずることとする。

①　第一の４に記載されている分野のうち、少なくともア）グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略及びイ）ライフ・イノベーションによる健康大国戦略の２つの分野について、国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区の指定を受けているもの

②　内閣総理大臣が「環境未来都市」の選定をしたもの

なお、総合特区制度の運用に当たっては、法第８条又は法第31条等に基づく民間等からの提案制度、法第19条又は法第42条に基づく地域協議会（以下「地域協議会」という。）の活用等により、地域の実情に最も精通した住民、ＮＰＯ、民間企業などの民間主体の知恵や資金、創意工夫が最大限いかされるよう努めるとともに、これらの民間主体が総合特区における取組に主体的に参画できるよう十分配慮することが必要である。その上で、民間主体と地方公共団体との連携の下で立案された実現可能性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援するものである。その際、類似する政策課題を有する特区や近接する特区等の取組が相乗効果を生むよう、特区間の連携や情報交換等を行うとともに、都市と地方の間で、ヒト・モノ・カネの交流・連携を通じ、地域間の共生を図ることも重要である。

第二の１②の見出し中「内閣官房、」を削り、第二の１②中「本部の事務を処理する内閣官房（以下「内閣官房」という。）」を「内閣府」に改め、「を行い、内閣総理大臣が行う指定、認定等に関する事務を処理する内閣府（以下「内閣府」という。）において」及び「内閣官房及び」を削る。

第二の２②中「全てを対象とする」を「全てとする」に改める。

第二の２③を次のように改める。

③　総合特区に係る規制の特例措置等の提案受付の方法

提案の受付は、総合特区の指定申請をしようとする地方公共団体の提案については、原則として、第三の３に示す指定申請の受付と同時に行うものとし、既に総合特区の指定を受けている場合にあっては、原則として通年で受け付けることとする。

また、内閣府は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省は、内閣府が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、総合特区制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

第二の２④中「内閣官房」を「内閣府」に改め、「内閣府に」を削る。

第二の２⑤に次のように加える。

また、既に総合特区に指定されている市町村から、当該市町村が属する都道府県の条例・制度に係る提案がなされた場合には、当該都道府県が地域協議会の構成員ではなくとも、当該都道府県の合意が得られるときは、その提案を協議の議題とし、内閣府は総合特区に指定されている市町村に対して協力を行うこととする。

第二の３②中「内閣官房に併せて提出された」を削る。

第二の４①中「第２の５」を「第二の５」に改める。

第二の４④中「第２の４③」を「第二の４③」に改める。

第二の５④中「内閣官房」を「内閣府」に改める。

第二の６③中「念頭に、」の下に「地方創生を推進する観点から」を加える。

第二の６④中「内閣官房及び」を削る。